

# 東京国際空港エコエアポート協議会規約

## (名称)

第1条 本協議会は、東京国際空港エコエアポート協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、東京国際空港内で活動を行う全ての事業者が、環境問題を正しく理解し、問題認識を共有することにより、環境問題に対し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現することを目的とする。

## (所掌業務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を所掌する。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 周辺環境計画の策定
- (3) 空港環境計画及び周辺環境計画に基づく施策の実施
- (4) 空港環境計画及び周辺環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (5) 空港環境計画及び周辺環境計画の実施にあたって、関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (6) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

## (構成員)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2. 会長は東京国際空港長とする。
3. 委員は別紙「協議会委員」のとおりとする。
4. その他会長が特に必要と認めた場合は、協議会の議決を経て委員とすることができる。

## (協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主催する。

2. 協議会は、第3条に定めるものの他、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 規約の改廃に関する事
  - (2) 協議会の運営に関する事
  - (3) その他重要事項に関する事
3. 協議会の議決は多数決による。
4. 会長は、必要があると認めた場合、委員以外のものを協議会に参加させることができる。

## (部会の設置)

第6条 協議会の業務を円滑に推進するため次の部会を置く。ただし、周辺環境部会は当面の間設置しないこととする。

- (1) 空港環境部会
- (2) 周辺環境部会
2. 空港環境部会においては、第3条(1)並びに同(3)、(4)、(5)及び(6)における空港環境計画に係る事項について検討、協議する。
3. 周辺環境部会においては、第3条(2)並びに同(3)、(4)、(5)及び(6)における周辺環境計画に係る事項について検討、協議する。
4. 部会は、必要に応じて、W/Gを置くことができる。
5. 各部会に関して必要な事項は、各部会において別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を東京空港事務所総務部総務課に置く。

2. 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項で本会の運営に必要な事項は、協議の上決定する。

(付則)

この規約は、平成17年 9月16日から施行する。

## 協議会委員

(順不同)

関東地方整備局東京空港整備事務所  
(株)日本航空インターナショナル東京空港支店  
全日本空輸(株)東京空港支店  
スカイマーク(株)東京空港支店  
北海道国際航空(株)東京空港支店  
スカイネットアジア航空(株)東京空港支店  
空港施設(株)  
東京空港冷暖房(株)  
日本空港ビルデング(株)  
(株)エージーピー羽田支社  
(株)ティエフケー羽田支店  
(株)エーエヌエーケーターリングサービス  
(株)櫻商会空港事業所  
東京空港交通(株)羽田営業所  
京浜急行電鉄(株)羽田空港駅  
東京モノレール(株)羽田空港駅  
(財)空港環境整備協会東京事務所  
三愛石油(株)羽田支社  
マイナミ空港サービス(株)羽田事業所  
(株)ENEOSフロンティア羽田営業所  
(株)JALグランドサービス  
国際空港事業(株)  
(株)JALエアテック  
全日空モーターサービス(株)  
(株)スターフライヤー羽田空港支店  
東京航空局東京空港事務所